

美里町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、美里町国民健康保険税条例（昭和34年条例第15号）第11条に規定する普通徴収の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収の納付方法)

第2条 普通徴収の方法は、口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書によることができる。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか、普通徴収の方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。